

処分庁 大 阪 府

処 分 の 種 類		業務停止処分(30日間) 業務停止期間: 令和4年8月1日～令和4年8月30日
処 分 年 月 日		令和4年7月19日
	商 号 又 は 名 称	ドリムワークス株式会社 (法人番号5120001095766)
	代 表 者	稗田 格己
	免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(5)第48621号 令和3年8月29日
	主たる事務所の所在地	大阪市西区
処 分 等 の 理 由 被処分者は、令和4年2月1日に宅地建物取引業法(以下「法」という。)第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する公益社団法人不動産保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。 このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。		